

## 法人税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

### 一 法人税法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 共同で事業を行うための合併及び分割型分割に係る適格要件から事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件が除外される法人の範囲を定めることとする。（法人税法施行規則第3条の2関係）
- 2 通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等に移転した場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付した場合の減少する資本金等の額及び配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該通算子法人が当該分割型分割又は株式分配の直前の時に他の通算子法人の株式等を有する場合における当該株式等の修正帳簿価額に相当する金額の計算方法を定めることとする。（法人税法施行規則第8条の2の3、第8条の5の2関係）
- 3 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例について、みなし寄附金額がある場合における損金算入限度額の計算の基礎となる公益目的事業の実施のために必要な金額の計算方法の見直しを行うこととする。（法人税法施行規則第22条の5関係）
- 4 有価証券の譲渡に係る契約をした日に譲渡損益を認識しない事由に特定受益証券発行信託の受益権に係る元本の払戻しとして金銭の交付を受けたことを加えるとともに、その譲渡損益を認識すべき日をその払戻しの日とする。（法人税法施行規則第27条の3関係）

（注）上記の改正は、令和8年4月1日以後に行われる払戻しについて適用する。  
（附則第4条）

- 5 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととする。
  - (1) 恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例において、恒久的施設等を有する構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額から減算する金額の細目を定める。（法人税法施行規則第38条の23の2関係）
  - (2) 調整後対象租税額とされる法人税等調整額に、被配分繰延対象租税額を加える。（法人税法施行規則第38条の28関係）
  - (3) 特定法人税法の適用を受ける場合における被配分当期対象租税額の計算の細目を定める。（法人税法施行規則第38条の29関係）

- (4) 取戻繰延税金負債は、後入先出法、先入先出法又は個別法のうちから構成会社等がその繰延税金負債について選定した方法により算出した金額とする。  
(法人税法施行規則第38条の32関係)
- (5) 自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準を適用しないこととされる場合に、特定目的会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている一定の場合を加える。(法人税法施行規則第38条の43関係)
- 6 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税について、次のとおり定めることとする。(法人税法施行規則第38条の50～第38条の54、第61条の9、第61条の10関係)
- (1) 国際最低課税残余额の計算における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数及び有形資産の額等の細目を定める。
- (2) 国際最低課税残余额確定申告書の記載事項及び添付書類等の細目を定める。
- 7 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について、次のとおり定めることとする。
- (1) 国内調整後対象租税額の計算においてないものとされる一定の被配分繰延対象租税額の細目を定める。(法人税法施行規則第38条の55、第38条の60関係)
- (2) 再計算グループ国内最低課税額の計算において繰越控除の対象となる再計算国内グループ調整後対象租税額等の細目を定める。(法人税法施行規則第38条の57、第38条の58、第38条の62関係)
- (3) 過去帰属割合の計算において再計算国内調整後対象租税額から減算される再計算繰越控除帰属額の細目を定める。(法人税法施行規則第38条の59、第38条の63関係)
- (4) 国内みなし繰延税金資産相当額がある場合における特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ調整後対象租税額等の計算の細目を定める。(法人税法施行規則第38条の64関係)
- (5) 収入金額等に関する適用免除基準における収入金額の計算、連結除外構成会社等の範囲等の細目を定める。(法人税法施行規則第38条の66、第38条の67関係)
- (6) 国内最低課税額確定申告書の記載事項及び添付書類等の細目を定める。(法人税法施行規則第38条の68～第38条の71、第61条の11、第61条の12関係)
- (7) その他所要の措置を講ずる。
- 8 特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供制度について、グループ

国際最低課税額等報告事項等の範囲に国内グループ国際最低課税残余额に関する事項を加えるとともに、グループ国内最低課税額報告事項等の細目等を定めることとする。(法人税法施行規則第68条関係)

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第47号)の一部改正(第2条関係)

法人税法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととする。(法人税法施行規則の一部を改正する省令附則第3条関係)

三 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)